

7 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

<http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第21号を発行させていただきます。

先月末に事務所のホームページのリニューアルを行いました。良かったら一度ご覧になってください。ホームページのURLは、<http://www.seko-tax.com/> です。

今月は、先月箕面の滝に行ってきた際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**法人の交際費等の損金不算入制度の改正**について **その1、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**食品添加物について** **その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、箕面の滝です)

2 法人の交際費等の損金不算入制度の改正について その

1

今月は、H26年4月1日以後に開始する事業年度から適用することになっております**法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定の改正**について国税庁のホームページに掲載されております「**接待飲食費に関するFAQ**」を参考にしてご説明させていただきます。

○改正の概要

<改正前>

会社の規模	
中小法人以外の法人	支出する交際費等の全額が損金不算入
中小法人	支出する交際費等の額のうち年 800 万円を超える部分の金額が損金不算入

<改正後>

会社の規模	
中小法人以外の法人	支出する交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されているものの額の 50%に相当する金額は損金の額に算入可能
中小法人	<ul style="list-style-type: none"> 支出する交際費等の額のうち年 800 万円を超える部分の金額が損金不算入 改正後の中小法人以外の法人と同じ制度 <p>* 2つのうちどちらかを選択して利用することになります</p>

*** 上記の表の「中小法人」とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人等の一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除く法人のことです。**

この事務所便りを読んでいただいている会社役員の方はおおむねこの「中小法人」に該当されていると思われます。

○飲食費—飲食費の範囲

どのような費用が飲食費に該当しますか。

次のような費用については、社内飲食費に該当するものを除き、飲食費に該当します。

<該当する飲食費>

- 1 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」
- 2 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- 3 飲食等のために支払う会場費
- 4 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」
- 5 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

*中小法人の場合、年 800 万円を超えなければ上記の飲食費に何が該当するかどうかは特に気にする必要はございません。

○飲食費—飲食費に該当しない費用

飲食費に該当しない費用には、どのようなものがありますか。

次に掲げる費用は飲食費に該当しません。

- 1 ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用
- 2 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- 3 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

*飲食することが主目的でない飲食費は飲食費に該当しないと理解すればいいのではと思います。

○社内飲食費—社内飲食費に該当しない費用

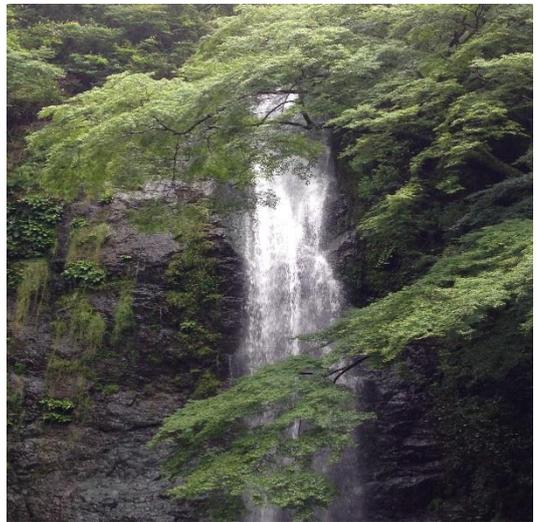
社内飲食費に該当しない費用には、どのようなものがありますか。

次に掲げる費用は社内飲食費に該当しません。

- 1 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費
- 2 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相当額

*自社の役員・従業員（これらの者の親族を含む）に該当する者に対する飲食費が社内飲食費となります。

今回のご説明はここまでとさせていただきます。続きにつきましては、来月にご説明させていただきます。



(写真は、箕面の滝です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

起業手続き関連

日経新聞に「起業手続き 1カ所で 官民共通窓口 外資誘致狙う」、との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は地域を限って規制緩和を先行させる国家戦略特区で、**起業の際に必要な官民の手続を一元化する窓口を年内に新設**する。
- ・新設する「開業支援ワンストップセンター」（仮称）は、国家戦略特区に指定された全国 6 地域のうち東京圏や関西圏、福岡市を対象に想定する。
- ・**現在、日本で企業を設立するには書類の準備や手続に 2～3 週間程度かかっている時間を 1 週間程度に半減し、電気やガス、電話回線の申し込みも同じ場所で行えるようにする。**
- ・**起業する外国人の在留条件の緩和を盛り込む**などと書かれておりました。

*これから具体的な情報が発表されましたら、また取り上げさせていただきます。予定にしています。

中小企業融資保証関連

日経新聞に「全額信用保証が大幅減 中小の対象業種 業績改善で見直し」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府が中小企業の借入れの全額を信用保証する制度を利用できる業種が 7 月から 24%減の 156 業種となり、2008 年 9 月のリーマン・ショック以前の水準まで減ることになった。
- ・**金融機関の多くはまだ 100%保証に頼っている。**昨年（4～

12月平均)は全国で信用保証がついた債務残高のうち、6割の17兆円が100%保証だった。

- ・業績回復を背景に財務省は「保証を縮小した方がいい」と主張し、中小企業庁は「景気回復が及んでいない中小には打撃が大きい」としている。

と書かれておりました。

*中小企業の業績が回復してくるまでには至っていないのが現状だと思いますので、新規融資または借り換えを検討される場合には、金融機関などに事前に聞いておく方がいいかもしれません。

日経新聞に「中小融資、将来性を重視 不良債権、98年度以降で最少 大手銀、審査基準を緩和」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・大手銀行が中小企業への融資を増やす。三菱東京UFJ銀行 やりそな銀行は企業向け融資を認める基準を柔軟にし、業績不振の企業にも貸しやすくした。
- ・14年3月期はメガ銀がそろって過去最高益を更新。好調な業績を受け、従来なら貸せなかった企業に融資する動きが大手行に広がってきた。

などと書かれておりました。

*大手銀行の融資対象は、中小でも比較的規模の大きな会社であることが多いので、このような動きがあるからといって融資の期待はされない方が賢明かと思います。それよりは日本政策金融公庫や地域の信用金庫を利用されることをお勧めいたします。

税制改正関連

日経新聞に「成長戦略実行段階に 首相「好循環、力強く」、
「法人減税財源どう確保 中小優遇や政策減税縮小 6%下げで3兆円必要」、「法人税、広く薄く負担 政府税調、提言決定 中小の課税強化」との3つの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

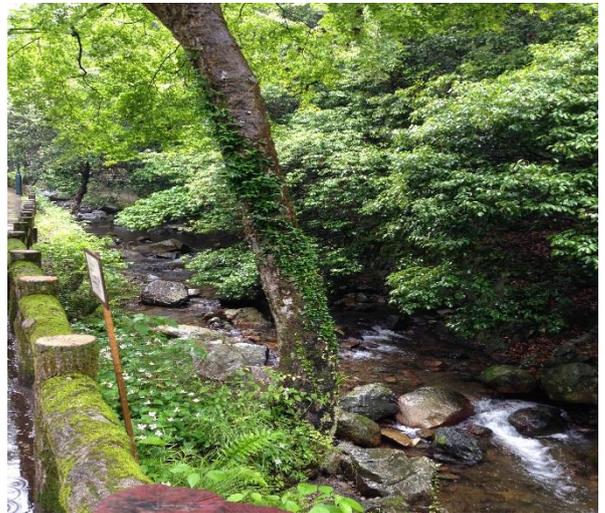
- ・アジアや欧州の主要国に比べて高い法人実効税率は、2015年度から数年間で20%台に引き下げることを目指す」と明示した。
- ・人口減少や少子高齢化による労働力不足を踏まえ、50年後に人口1億人程度を維持する目標を政府として初めて掲げた。
- ・第3子以降の出産・育児を重点支援するなど20年までに税制や社会保障で製作を総動員して人口減少に一定の歯止めをかけ持続的成長を目指す。
- ・働き手として女性や外国人を重視し、女性の働く意欲をそぐ

とされる配偶者控除を見直す。

- ・景気回復の遅れが指摘される地方や中小企業にも目配りし、7月にも地方活性化に取り組む「地方創生本部」を新設する。
- ・税率1%あたりの税収は4700億円。6%下げるには、3兆円近い財源が必要になる。
- ・最大の財源とあてこむのが、主に大企業が活用している政策減税の廃止・縮小。
- ・国税の法人税では、所得800万円以下を15%とし、大企業より10%優遇している中小企業の軽減税率の縮小
- ・地方税で、赤字でも一定の税金を支払う外形標準課税の対象に、中小企業も加えるように促した。

と書かれておりました。

*税制関連情報については、今後たくさん発表されるはずですので、発表されましたら、取り上げさせていただきます。



(写真は、箕面の滝に向かう途中に撮影したものです)

4 食品添加物について その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月の続きとしまして「食品添加物」について書かせていただきます。

食品添加物の現状

- ・日本で1年間に消費される添加物の量は国民1人あたり約7kg
- ・添加物の安全性は動物実験によって調べられているだけで人間では調べられていない
- ・動物実験では、複数の添加物を与えるという実験はまったく行われておらず、一品目についてのみ調べられているだけ
- ・複数の添加物の影響については、まったくといっていいほど分かっていない

- ・動物実験で分かるのは、ガンができるか、腎臓や肝臓などの臓器に障害が出るかなどかなりはっきりと分かる症状なので、人間が添加物を摂取した時の微妙な影響（自分で訴えないと他人に伝わりづらい症状）は、動物では確かめようがない
- ・動物実験で毒性が認められたにもかかわらず、添加物として使用が認められているものが少なくない。

赤色2号	合成着色料 アメリカでは動物実験の結果、「 発がん性の疑いが強い 」という理由で使用禁止
OPP（オルトフェニルフェノール）	防カビ剤 輸入されているレモン、オレンジ、グレープフルーツに使われており、東京都の研究所が行った動物実験で 発がん性が認められています
BHA（ブチルヒドロキシアニソール）	酸化防止剤 煮干しに使われており、動物実験で 発がん性が認められています
過酸化水素	漂白剤 数の子に使われており、動物実験で 発がん性が認められています

*動物実験で毒性があると認められているにもかかわらず使用する事を認められているのは、厚生労働省が消費者の健康よりも業者の都合を優先させているからのようです。

食品添加物の表示の問題

一括名表示という抜け穴

ある食品に乳酸とクエン酸とリンゴ酸が酸味料として使われていたとしますと、それらをまとめて「**酸味料**」という一括名を表示すればいいことになっています。

使用する用途が同じものがあると一括名表示になってしまいますので、食品の成分表を見てもどれだけの添加物が使われているか正確なことを知ることは出来なくなっています。

表示免除という抜け穴

製造する課程で使われても販売する商品には残らないとされている添加物やコロケやパンなど裸売りの商品や珈琲フレッシュなどパッケージが小さい商品等には、添加物の表示が免除されています。

表示が免除されていると消費者が無添加の物を食べようと思っても難しいのが現状です。

今月は紙面の都合でここまでとさせていただきます。続きは来月号にてご紹介させていただくことにいたします。

【参考文献】

- ・渡辺雄二著 「危ない食品添加物ハンドブック」主婦と生活社
- ・真弓定夫監修 「子ども法廷シリーズ① 食品添加物の光と影」美健ガイド社

5 編集後記

私の実家は、和歌山県の田辺市にございます。以前なら JR で新大阪駅から特急くろしお号に乗って帰省しておりましたが、最近所用で田舎に帰省することが多くなり、少しでも旅費を少なくしようと思い、JR 大阪駅から田辺・白浜方面に向かう高速バスを利用することにしています。

電車だと往復で 9,500 円のところ高速バスですと往復 5,300 円、インターネットで予約するとネット割引が適用され、さらに利用する都度値引きになるようで、電車の片道料金で往復ができるので非常に助かっています。全席指定席なのもいいですね。平日又は普段の土日なら大体時間通りに目的地に到着しますし、これから大いに利用しようと思います。

高速バスの予約サイト

- ・高速バスネット

<https://www.kousokubus.net/PC/index.aspx>

- ・発車オーライネット

<https://secure.j-bus.co.jp/hon>



(写真は、JR 紀伊田辺駅)



(写真は、JR 紀伊田辺駅にある弁慶像)

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。